

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を
改正する政令案について（概要）

令和 7 年 5 月
総務省自治行政局
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 概要

- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項にカード代替電磁的記録が規定されたことを踏まえ、個人番号カードの交付を交付申請者の指定した者に交付する場合における当該指定した者の本人確認の措置として、書類の提示を受けることに準ずるものとして主務省令で定める措置を追加するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号。以下「番号利用令」という。）の一部の改正を行うものである。

2. 改正内容

- 番号利用令第 13 条第 7 項に規定する個人番号カードを代理人に交付する際に必要となる当該代理人の本人確認の措置について、現行規定では「書類の提示」に限られているところ、新たに書類の提示に「準ずるものとして主務省令で定める措置」をとることができることとするほか、所要の改正を行う。

3. 施行期日等

閣議日 : 令和 7 年 6 月下旬（予定）
施行期日 : 公布日施行（予定）